

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|--------------------------------------|
| 件名 | 特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の委託等について |
|----|--------------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康づくり課）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 糖尿病性腎症等重症化予防事業（新宿区国民健康保険事業（保健事業）） |
| 担当課 | 健康づくり課 |
| 目的 | 新宿区特定健康診査受診者で、糖尿病治療中にもかかわらず、血糖と腎機能が基準値を超えている者に対し、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行い、糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症を防止する。 |
| 対象者 | 新宿区特定健康診査受診者で、糖尿病治療中にもかかわらず、血糖と腎機能が基準値を超えている者 |
| 事業内容 | <p>現在、糖尿病の患者数は増加傾向にあり、かつ人工透析等の重大な合併症を起す恐れのある糖尿病の対策は、厚生労働省や都においても健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る上で重要な課題とされ、厚生労働省や都において「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」が策定されている。（厚生労働省は平成 28 年 3 月、都は平成 30 年 3 月に策定）</p> <p>このたび、区では、新宿区国民健康保険データヘルス計画による分析の結果、区においても人工透析患者のうち生活習慣を起因とする 2 型糖尿病による糖尿病性腎症の人工透析患者の割合が多いことが判明したことから、厚生労働省や都の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを踏まえた取組みを推進していくこととした。</p> <p>具体的には、糖尿病治療中にもかかわらず、血糖と腎機能が基準値を超えている者に対して、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを踏まえて、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行っていく。糖尿病性腎症等重症化予防の保健指導を行うためには、業務の全体統括管理の上、高度な専門技術と十分な経験を有し、蓄積されたノウハウが必要不可欠である。そのため、専門業者に業務を委託することで、効率的に業務を行うこととする。</p> <p>なお、本事業は平成 31 年度までに、特別区（23 区）のうち 21 区が実施を予定している。</p> <p>糖尿病性腎症等重症化予防事業対象者：10 人（平成 31 年度見込み）</p> |

件名 特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の委託について

| | |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 健康づくり課 |
| 登録業務の名称 | 糖尿病性腎症等重症化予防事業 |
| 委託先 | 現時点では未定(プロポーザル方式による入札) |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>【対象者に係る情報項目】</p> <p>氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、特定健康診査の受診結果及びかかりつけ医における検査結果(身体測定結果、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、喫煙、腎機能検査)、傷病名、治療状況、保健指導における指示事項</p> |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 電磁的媒体(委託先のシステム、CD-R)及び紙 |
| 委託理由 | <p>糖尿病性腎症等重症化予防の保健指導を行うためには、業務の全体統括管理の上、高度な専門技術と十分な経験を有し、蓄積されたノウハウが必要不可欠である。そのため、より効率的に業務を行うため、本業務を委託する。</p> <p>なお、厚生労働省が定めたプログラムでは、民間委託も可能とされている。</p> |
| 委託の内容 | <p>新宿区の国民健康保険加入者で糖尿病治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い者に対する、糖尿病性腎症等重症化予防のため、全体統括管理(スケジュール管理、報告書のとりまとめ、意見・苦情対応)、食事・運動・服薬に関する保健指導及び報告書の作成業務を委託する。</p> |
| 委託の開始時期及び期限 | 2019年4月1日から2020年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び個人情報保護法ガイドライン(通則編)の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には「特記事項(別紙2)」を付す。 3 区職員が、定期的な立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 4 区が作成したCD-R及び紙は、委託先に直接引き取らせ、委託先から再委託先に引き渡しを行う。保健指導実施報告書の提出後、再委託先から区に返却させるよう指導する。 5 保健指導実施報告書の提出後、個人情報記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させるよう指導する。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入退室管理システムの整備、記録媒体利用制限、委託先のシステム(ファイルサーバー等)へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。 2 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、データを暗号化する。 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 |

- | | |
|--|---|
| | <ol style="list-style-type: none">2 提供された情報は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。3 区が作成したCD-R 及び紙は、委託先に直接引き取らせ、保健指導実施報告書の提出後、返却させる。4 CD-R 及び紙の運搬は、鍵付ケースに入れ、運搬するなどの措置を講じさせる。5 保健指導実施報告書提出後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none">1 入退室管理システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウィルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。5 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、データを暗号化させる。 |
|--|---|

件名 特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の再委託について

| | |
|-----------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 健康づくり課 |
| 登録業務の名称 | 糖尿病性腎症等重症化予防事業 |
| 委託先(再委託先) | 【委託先】 現時点では未定(プロポーザル方式による入札) 【再委託先】 現時点では未定(プロポーザル方式による入札) |
| 再委託に伴い事業者に処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 【対象者に係る情報項目】 委託先及び再委託先が共通で取り扱う情報項目 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、 特定健康診査の受診結果及びかかりつけ医における検査結果(身体測定結果、 特定健康診査の受診結果及びかかりつけ医における検査結果(身体測定結果、 血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、喫煙、 腎機能検査) 傷病名、治療状況、保健指導における指示事項 |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 電磁的媒体(再委託先のシステム、CD-R)及び紙 |
| 再委託理由 | 保健指導受託事業者の中でも、かかりつけ医の指示のもと、糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症の防止に必要な改善策の提案を行い、半年間の長期にわたって生活習慣改善や服薬管理等の保健指導を実施できる高度な専門技術を有する事業者は限られている。 それらの事業者の実施体制は、全体統括管理(スケジュール管理、報告書のとりまとめ、意見・苦情対応)を行う事業者が保健指導業務を業務の専門性に合わせて、再委託する方式がとられている場合もあるため。 ※再委託の有無について確定後、別途、報告する。 |
| 再委託の内容 | 新宿区の国民健康保険加入者で糖尿病治療中の患者のうち、重症化するリスクの高い者に対する、糖尿病性腎症等重症化予防のため、食事、運動、服薬に関する保健指導及び報告書の作成の業務を再委託する。 |
| 再委託の開始時期及び期限 | 2019年4月1日から2020年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 再委託にあたり区が行う情報保護対策 | 【運用上の対策】 1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び別紙2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び個人情報保護法ガイドライン(通則編)の遵守義務について明記する。 2 委託先と再委託先との間の契約書には「特記事項(別紙2)」を付す。 3 区職員が、定期的な立入り調査を行い、個人情報の管理・保管状況の確認を行う。 4 委託先から引き渡しを受けた区が作成したCD-R及び紙は、保健指導実施報告書提出後、区に返却させるよう指導する。 5 かかりつけ医が作成した紙は再委託先に引き取らせ、保健指導実施報告書の提出後、再委託先から区に返却させるよう指導する。 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>6 保健指導実施報告書の提出後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させるよう指導する。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 入退室管理システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じるよう指導する。</p> <p>2 電磁的媒体の取り扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、データを暗号化する。</p> |
| 再委託事業者に行わせる 情報保護対策 | <p>【運用上の対策】</p> <p>1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定し、区に報告させる。</p> <p>2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管させる。</p> <p>3 区及び委託先とのCD-R及び紙の運搬は、鍵付ケースに入れ、運搬するなどの措置を講じさせる。</p> <p>4 かかりつけ医が作成した紙は、再委託先に引き取らせ、保健指導実施報告書の提出後、返却させる。</p> <p>5 保健指導実施報告書の提出後、個人情報に記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させる。</p> <p>【システム上の対策】</p> <p>1 入退室管理システムの整備、記録媒体の利用制限、委託先のシステム（ファイルサーバー等）へのアクセスの個人毎の制限等の対策を講じさせる。</p> <p>2 委託先のパソコンを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等によりパソコンの利用認証を行わせる。</p> <p>3 委託先のパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じさせるとともに、ウイルス感染等がないよう、最新の更新プログラムを適用させる。</p> <p>4 ログ監視ソフト等により、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等事故防止策を徹底させる。</p> <p>5 電磁的媒体の取扱いにおいては、第三者漏えいがないようパスワードを施し、データを暗号化させる。</p> |

件名 特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導上の指示内容等の情報提供及び検査結果(血圧、血糖、腎機能等)の情報提供業務の委託について

| | |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 健康づくり課 |
| 登録業務の名称 | 糖尿病性腎症等重症化予防事業 |
| 委託先 | 1 新宿区医師会 2 新宿区医師会に加入している区内の各医療機関 |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 【対象者に係る情報項目】 氏名(カナ・漢字)、生年月日、性別、住所、電話番号、特定健康診査の受診結果及びかかりつけ医における検査結果(身体測定結果、血圧測定、脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、喫煙、腎機能検査)、傷病名、治療状況、保健指導における指示事項 |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 【新宿区医師会】 紙 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 紙及び電磁的媒体(委託先のシステム) |
| 委託理由 | 【新宿区医師会】 厚生労働省が定めた糖尿病性腎症重症化予防プログラムによると、本事業は区と医療機関(かかりつけ医)との連携体制は重要であり、あらかじめ、区において医師会等の地域の関係者と十分協議の上、推進体制を構築する必要があるとなっている。 また、糖尿病患者が通院していると思われる区内の内科の医療機関は、200か所以上あり、医療機関との全体調整などを行い、効果的・効率的に事業を推進するため、下記業務を新宿区医師会に委託する。 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 厚生労働省が定めた糖尿病性腎症重症化予防プログラムでは、かかりつけ医の判断により保健指導対象者を選定し、かかりつけ医の指示のもと保健指導を実施することになっている。従って、保健指導を実施する上で、対象者の保健指導上の指示内容等の情報を保有するかかりつけ医より提供してもらう必要があるため委託する。また、対象者の効果判定を行うために、保健指導終了後に検査結果(血圧、血糖、腎機能等)の情報を保有するかかりつけ医に提供してもらう必要があるため委託する。 |
| 委託の内容 | 【新宿区医師会】 1 区との連絡調整 2 医療機関の全体調整 3 保健指導を実施した者にかかる各医療機関(かかりつけ医)への支払い 【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】 1 保健指導上の指示内容等の情報提供 2 検査結果(血圧、血糖、腎機能等)の情報提供 |
| 委託の開始時期及び期限 | 2019年4月1日から2020年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | 【共通】 1 運用上の対策 (1) 契約にあたり、「特記事項(別紙3)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の順守義務について |

| | |
|-------------------------|--|
| | <p>明記する。「特記事項（別紙3）」については、（区（甲）、医師会（乙）、医師（丙））とする。</p> <p>(2) 必要に応じ、区職員による立入り調査を行い、個人情報の管理、保管状況を確認する。</p> <p>(3) 委託先に「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に沿った適正な情報管理を周知するよう指導する。</p> <p>(4) 委託先の取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させ、取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、適正な情報管理を遵守するよう指導する。</p> <p>(5) 提供された報告書等の情報は施錠できる金庫（キャビネット等）に保管するよう指導する。</p> <p>(6) 委託先のすべての取扱者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行うとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するよう指導する。</p> <p>(7) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告し、今後の対応を協議するよう指導する。</p> <p>(8) 区がかかりつけ医に同意者（対象者）に係る本件個人情報を提出する際には、郵送又は運搬により行い、当該運搬は、鍵付ケースにより行う。</p> <p>【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】</p> <p>1 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先で使用するパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じるよう指導する。</p> <p>(2) 使用するパソコンは、ウイルス等の感染が無いよう、最新のセキュリティ更新プログラムを適用するよう指導する。</p> <p>(3) 業務を行うパソコンの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により利用認証を行うよう指導する。</p> |
| <p>受託事業者に行わせる情報保護対策</p> | <p>【共通】</p> <p>1 運用上の対策</p> <p>(1) 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に沿って適正な情報管理を徹底させる。</p> <p>(2) 取扱責任者及び取扱者の名簿を区に提出させる。取扱者は、業務に携わる者に加え、個人情報に触れる可能性がある者すべてとし、適正な情報管理を遵守させる。</p> <p>(3) 提供された報告書等の情報は施錠できる金庫（キャビネット等）に保管させる。</p> <p>(4) 従事者に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を行わせるとともに、新宿区個人情報保護条例について周知させる。</p> <p>(5) 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区に報告させ、今後の対応を協議させる。</p> <p>(6) かかりつけ医が区に同意者（対象者）に係る本件個人情報を提出する際には、郵送又は運搬により行わせ、当該運搬は、鍵付ケースにより行わせる。</p> <p>【新宿区医師会に加入している区内の各医療機関】</p> <p>1 システム上の対策</p> <p>(1) 委託先で使用するパソコンは、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分断するなどの保護対策を講じさせる。</p> <p>(2) 使用するパソコンは、コンピュータウイルス等の感染が無いよう、最</p> |

| | |
|--|---|
| | 新のセキュリティ更新プログラムを適用させる。 (3) 業務を行うパソコンの取扱者を特定し、ID及びパスワード等により 利用認証を行わせる。 |
|--|---|

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
- ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。
- (1) 甲 新宿区長
 - (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの
 - (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙及び丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙及び丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙及び丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙及び丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙及び丙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙及び丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙及び丙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙及び丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙及び丙が業務を行うに当たり乙及び丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

- 12 乙及び丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙及び丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙及び丙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙及び丙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙及び丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

- 17 乙及び丙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 18 乙及び丙は、乙及び丙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 19 乙及び丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

- 20 甲は、乙及び丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙及び丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 乙及び丙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。